

【資料編】

平成23年度統計法施行状況に関する審議の進め方について

平成24年6月14日
基本計画部会

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条に基づく法施行状況の統計委員会における審議（以下「施行状況審議」という。）については、平成23年度が、平成21年度を初年度とし、おおむね5年間を計画期間とする法第4条に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という）の中間年に当たることから、次期基本計画の策定に向けた検討の基礎資料を得ることも視野に入れ、以下のとおり進めることとする。

1 基本的な考え方

- これまでの審議を通じて得られた知見等を活用して、基本的かつ重要な事項を中心に、効率的・重点的に審議する。
- 基本計画の残余の期間における施策の実施に係る展望も念頭に置きつつ、各施策及びその推進状況を客観的に評価・検証する。
- また、中長期的視点に立って取り組むべき基本計画の課題など、今後の公的統計の作成・提供の方向性に関する基本的な考え方を中心に整理する。

2 具体的な審議方法等

(1) 審議スケジュール

別紙1のスケジュールを目途に審議を進める。

(2) 審議方法

- 基本計画部会において、過去2回の施行状況審議結果報告書に盛り込まれた重要検討事項や、これまでの基幹統計の答申に係る今後の課題等を参照しつつ、重点的な審議課題を選定する。
- 基本計画部会の下に設置したワーキンググループ（以下「WG」という）において、選定した重点的な審議課題を中心とした所管府省等に対するヒアリング等を通じ、平成23年度法施行状況報告における各府省の取組の自己評価や、今後の見通し等（注1）を精査する。
- また、WGにおいて、精査した結果を踏まえ、各施策や今後の方向性等について審議し、WG報告を取りまとめる。（注2）
- 基本計画部会長及び各WG座長を中心に、WG報告を踏まえた報告書案を作成した上で、基本計画部会において重点的な審議課題を中心に審議し、審議結果報告書を取りまとめる。

（注1）平成23年度法施行状況報告においては、従来の「検討状況又は進捗状況」の記述に加え、「実施済」や「実施困難」など、取組の自己評価や、「実施予定」及び「検討中」と評価した場合の今後の見通し等を記述することとしている。詳細は別紙2参照。

（注2）WGにおける具体的な審議のイメージは別紙3参照。

(3) 設置するWGの構成及び審議担当分野等

- 基本計画部会の下に、第1から第3の3つのWGを設置し、その担当分野は平成21年度施行状況審議を踏まえ、別紙4のとおりとする。
- また、WGの運営については、平成21年度施行状況審議と同様に別紙5のとおりとする。

審議スケジュール

	統計委員会	基本計画部会	WG
6月	14日（第56回） ○平成23年度統計法施行状況を報告 ○基本計画部会に付託	14日（第32回） ○平成22年度審議の重要検討事項のフォローアップ（東日本大震災に係る統計データの提供等） ○審議の進め方決定 ○WG設置・所属委員の決定 ○重点的な審議課題（案）の提示	
		27日（第33回） ○重点的な審議課題の決定	下旬（第1回） ○審議①
7月	<23日> 質問・答申案件がある場合に開催		上旬（第2回） ○審議②
		23日（第34回） ○WGの審議状況の報告	中下旬（第3回） ○審議③ ○結果取りまとめ①
8月	<29日> 質問・答申案件がある場合に開催		上旬（第4回） ○結果取りまとめ②
		29日（第35回） ○WGの審議結果の報告 ○審議結果報告書の取りまとめ①	中下旬（予備日） ○結果取りまとめ③
9月	25日 ○審議結果報告書の決定・公表	6日（第36回） ○審議結果報告書の取りまとめ②	

(注) 上記の他、審議を円滑に進めるため、基本計画部会長とWG座長による打ち合わせを隨時実施。

平成23年度施行状況報告（基本計画部分）について

- 平成23年度・24年度の施行状況報告（基本計画部分）は、第Ⅱ期基本計画の策定に向け、第Ⅰ期基本計画の進捗状況の精査や今後の課題整理を行う上で重要
- 一方、平成21年度・22年度の報告では、進捗状況の精査や今後の課題整理に必要な状況の把握を十分に行うことができない状況
- このため、平成23年度の統計法施行状況報告（基本計画部分）については、従来の「検討状況又は進捗状況」の記述に加え、
 - ① 「実施済」や「実施困難」など、取組の自己評価
 - ② 「実施予定」及び「検討中」と評価した場合の今後の見通し
 - ③ 新たな課題の有無及びその内容等を、出来る限り追加する方向で取りまとめ

【参考】各府省における自己評価の区分



WGの具体的な審議イメージ・スケジュール

○ 第1回会合（6月下旬～7月上旬頃）

- ・ 各WGにおける具体的な審議方法に係る検討
- ・ 各府省の取組みの自己評価や今後の見通し等を精査した上、重点的な審議課題を中心に審議①（所管府省からのヒアリング等）

○ 第2回会合（7月上旬～中旬頃）

- ・ 各府省の取組みの自己評価や今後の見通し等を精査した上、重点的な審議課題を中心に審議②（所管府省からのヒアリング等）

<審議状況について基本計画部会に中間報告（7月23日）>

○ 第3回会合（7月中旬～下旬頃）

- ・ 各府省の取組みの自己評価や今後の見通し等を精査した上、重点的な審議課題を中心に審議③（所管府省からのヒアリング等）
- ・ 精査した結果を踏まえ、各施策や今後の方向性等について審議
- ・ 審議結果の取りまとめ①

○ 第4回会合（7月下旬～8月上旬頃）

- ・ 審議結果の取りまとめ②

(○必要に応じ第5回会合（8月中下旬頃）)

<審議結果について基本計画部会に報告（8月29日）>

各WGの審議担当分野

- 平成21年度施行状況審議時の各WGにおける審議担当分野は下表のとおり。
- 平成22年度施行状況審議において、重要検討事項とされた「東日本大震災に係る統計データの提供等」については、主として第3WGに該当するものと考えられる。

	審議分野	現行基本計画の該当項目
第 1 W G	経済統計 (SNA、経済構造統計等)	<p>第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針</p> <p>1 公的統計が果たすべき役割</p> <p>2 公的統計の現状・課題</p> <p>3 施策展開に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 統計の体系的整備</p> <p>(2) 経済・社会の環境変化への対応</p> <p>(3) 統計データの有効活用の推進</p> <p>(4) 効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1 統計の根幹となる「基幹統計」の整備</p> <p>(1) 基幹統計の指定に関する基本的考え方</p> <p>(2) 基幹統計の整備に関する方向性（経済統計関係）</p> <p>(3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性</p> <p>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化</p> <p>(2) ビジネスレジスターの構築・利活用</p> <p>(5) 財政統計の整備</p> <p>(6) ストック統計の整備</p> <p>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(1) サービス活動に係る統計整備</p> <p>(5) 環境に関する統計の段階的な整備</p> <p>(6) 観光に関する統計の整備</p> <p>(7) グローバル化に対応した統計の整備（事業所・企業関係）</p>
第 2 W G	人口・社会統計 (国勢統計等)	<p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1 統計の根幹となる「基幹統計」の整備</p> <p>(2) 基幹統計の整備に関する方向性（人口・社会統計関係）</p> <p>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備</p> <p>(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上</p> <p>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備</p> <p>(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備</p> <p>(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備</p> <p>(7) グローバル化に対応した統計の整備（外国人関係）</p> <p>(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備</p>

	審議分野	現行基本計画の該当項目
第 3 W G	共通・基盤的な事項（統計データの有効活用の推進等）	<p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講すべき施策</p> <p>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>（7）統計基準の設定</p> <p>第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項</p> <p>1 効率的な統計作成</p> <p>（1）行政記録情報等の活用</p> <p>（2）民間事業者の活用</p> <p>2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>（1）統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用</p> <p style="text-align: center;">【東日本大震災に係る統計データの提供等】</p> <p>（2）実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体の連携</p> <p>（3）統計職員等の人材の育成・確保</p> <p>3 経済・社会の環境変化への対応</p> <p>（1）統計ニーズの継続的な把握・活用</p> <p>（2）統計の評価を通じた見直し・効率化</p> <p>（3）統計に対する国民の理解の促進</p> <p>4 統計データの有効活用の推進</p> <p>（1）オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供</p> <p>（2）統計データアーカイブの整備</p> <p>5 その他</p> <p>（1）政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進</p> <p>（2）研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連携強化</p> <p>第4 基本計画の推進・評価等</p> <p>1 基本計画の進捗管理・評価等</p> <p>2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進</p>

(注) 太字の項目はこれまでの法施行審議において「重要検討事項」として審議した内容が主に含まれるもの。

WGの運営について

- 1 法の施行状況に係る専門的検討のため、基本計画部会の下にWGを置く。
- 2 WGは、法の施行状況の報告に対する意見決定までの間、開催するものとする。
- 3 WGに属すべき委員は部会長が指名する。
- 4 WGに座長を置き、当該WGに属する委員のうちから部会長が指名する。
- 5 WGには、所属委員のほか、学識経験者及び各府省等の関係者等の参加を求めることができる。
- 6 WGには、その所属する委員以外の委員も出席することができる。
- 7 WGは、適宜、その検討状況を基本計画部会に報告する。
- 8 WGでの配布資料はWG終了後ホームページ上で公表するとともに、議事概要を事務局で取りまとめ、速やかにホームページ上で公表する。
- 9 その他WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

WGに所属する委員

第1WG（経済統計）

川本 裕子
西郷 浩
中村 洋一
○深尾 京司

第2WG（人口・社会統計）

安部 由起子
北村 行伸
白波瀬 佐和子
○津谷 典子

第3WG（共通・基盤的な事項）

縣 公一郎
竹原 功
椿 広計
○廣松 肅

(注) ○を付した者は座長。

平成23年度統計法施行状況に関する審議における 重点的な審議課題

1. 第1ワーキンググループ担当部分

- (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
- (2) ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
- (3) 中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題
 - ①経済統計の整理・再編
 - ②グローバル化の進展に対応した統計の整備
 - ③経済活動における生産性の計測

2. 第2ワーキンググループ担当部分

- (1) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備
- (2) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備
- (3) 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（国勢調査関係）

3. 第3ワーキンググループ担当部分

- (1) 統計データの有効活用の推進
- (2) 効率的な統計作成－行政記録情報等の活用－
- (3) 統計の評価を通じた見直し・効率化－「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上－
- (4) 緊急ニーズへの対応－東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応－

1. 第1ワーキンググループ担当部分

事項	1－（1）国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
選定理由	<ul style="list-style-type: none">・国民経済計算は、経済・社会に関する基本的な統計として、公的統計の根幹を成しているものであり、国の基本政策の立案及び決定に当たっての基礎資料となるほか、国際比較上重要な位置付けがなされている。・現在、当委員会が、平成21年度法施行状況審議結果に基づき提示した意見を踏まえ、平成26年度以降の予定を含む「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する工程表」に沿って、国際比較可能性の向上や推計精度向上等のための作業を進めているところであるが、今後とも、2008SNAへの対応などの施策を着実に推進していく必要があると考えられる。・このため、引き続き、重点課題として審議する必要があると考えられる。
関係府省	内閣府、経済産業省、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、産業連関表作成府省庁（内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）、一次統計作成府省

事項	1－(2) ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）は、各種統計調査、行政記録を共通事業所・企業コードを基にデータベース化するものであり、事業所・企業関係の統計調査の母集団情報を提供するとともに調査の重複排除による被調査者の負担軽減等に資するものである。 ・ビジネスレジスターは、平成 25 年 1 月から正式運用される予定であり、現在、当委員会が平成 21 年度法施行状況審議結果に基づき提示した意見を踏まえ、時系列データの整備、共通事業所・企業コードの保持・利活用、レジスター統計の整備等を推進している。 ・これらの施策は、今後とも着実に推進していく必要があると考えられ、引き続き、重点課題として審議する必要があると考えられる。
関係府省	総務省、財務省、特許庁

事項	<p>1 – (3) 中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経済統計の整理・再編 ②グローバル化の進展に対応した統計の整備 ③経済活動における生産性の計測
選定理由	<p>①経済統計の整理・再編</p> <p>経済統計に関し、第Ⅰ期基本計画において指摘された事項や基幹統計に関する答申の今後の課題等の中には、相互に関連するものも見られ、これらの事項については、中長期的な視点に立ちつつ、横断的・体系的に対応することが適切であると考えられ、重点課題として審議する必要があると考えられる。</p> <p>○第Ⅰ期基本計画（平成21年3月13日）</p> <p>第2 公的統計の整備に関し総合的・計画的に講ずべき施策</p> <p>1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備</p> <p>(2) 基幹統計の整備に関する方向性</p> <p><u>別紙</u></p> <p>3 将来の基幹統計化について検討する統計</p> <p>[サービス産業動向調査]</p> <p>調査開始（平成20年7月から）以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。</p> <p>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(1) サービス活動に係る統計の整備</p> <p>ア 情報通信サービスに関する統計の整備</p> <p><u>別表</u></p> <p>「○情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、<u>経済産業省企業活動基本調査</u>と連携して一元的に行う。・・・」</p> <p>○経済産業省企業活動基本調査の変更についての答申（平成22年1月25日）</p> <p><u>今後の課題</u></p> <p>「・・・経済産業省企業活動基本調査、中小企業実態基本調査、海外事業活動基本調査など役割分担の明確化や重複是正の方策を検討する・・・」</p>

選定理由
(続き)

②グローバル化の進展に対応した統計の整備

企業の海外での生産活動が拡大しつつあること、国際分業の深化や企業による海外での研究開発の活発化等を勘案すると、グローバル化の下での企業活動の実態の把握について、重点課題として審議する必要があると考えられる。

第Ⅰ期基本計画（平成21年3月31日閣議決定）（抄）

1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

(2) 基幹統計の整備に関する方向性

<別紙>

3 将来の基幹統計化について検討する統計

「・・・貿易統計を基幹統計化することについては、このような本来業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討を行う・・・」

第2 公的統計の整備に関し総合的・計画的に講すべき施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備

<本文>

「グローバル化の進展に対応した統計の整備に関しては、まず、企業の貿易取引に関する行政記録情報と既存の統計調査との結合を中心とした貿易に係る情報の高度利用の可能性について検討する。」

「・・・海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る。」

<別表>

「・・・輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けて、新たな統計を作成・・・」

「・・・輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工など）を貿易統計に反映・・・」

選定理由 (続き)	<p>③経済活動における生産性の計測</p> <p>経済活動のパフォーマンスを評価する上で、生産要素投入量や生産性の計測は重要な課題である。米国をはじめ幾つかの先進諸国においては既に、国民経済計算統計など加工統計の分野で生産性とイノベーションの計測が重視されている。これらを計測するためのデータの整備について、重点課題として審議する必要があると考えられる。</p> <p>第Ⅰ期基本計画（平成21年3月13日閣議決定）（抄）</p> <p>第2 公的統計の整備に関し総合的・計画的に講すべき施策</p> <p>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化</p> <p>ウ 年次推計に関する諸課題</p> <p>別表</p> <p>「・・・労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて具体的な結論を得る」</p>
関係府省	<p>①関係： 総務省、経済産業省</p> <p>②関係： 財務省、経済産業省</p> <p>③関係： 内閣府</p>

2. 第2ワーキンググループ担当部分

事項	2-(1) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備
選定理由	<p>本課題については、平成21年度、22年度の法施行状況審議の中でも重要な審議課題として議論されており、関係省庁の取り組みも着実に進展している。</p> <p>しかしながら、ワークライフバランスの状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要であることが指摘されている。</p> <p>このため、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">① 平成22年度法施行状況審議において指摘された留意事項② 平成23年度法施行状況において担当府省が「実施困難」としている事項のうち、内容が明確でないもの <p>(参考)</p> <p>1 平成22年度法施行状況審議において指摘された留意事項</p> <p>企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係をより詳しく解説できるようにするため、企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や待遇等を総合的に把握するための統計整備について検討を行うこと。</p> <p>2 平成23年度法施行状況において担当府省が「実施困難」としている事項のうち、内容が明確でないもの</p> <p>厳しい財政状況の中で新規統計調査を創設することは困難であるが、少子化関連項目について、平成24年就業構造基本調査における非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「その他」に含まれていた「出産」を「育児のため」と併せ、「出産・育児のため」として把握できるよう調査票を設計した。</p> <p>なお、全数調査である国勢調査においても、過去、結婚時期や子供の数に係る調査項目は、調査の忌避感や精度の確保が難しいとされており、既存の統計調査でこれら調査項目を把握することは困難である。</p>
関係府省	総務省、厚生労働省

事項	2－（2）企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備
選定理由	<p>本課題については、平成21年度、22年度の法施行状況審議の中でも重要な審議課題として議論されてきており、関係省庁の取り組みも着実に進展している。</p> <p>一方、我が国の雇用者数に占める非正規雇用者数の割合は引き続き増加傾向にあり、その形態も多様化している。このような非正規雇用者の状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要であることが指摘されている。</p> <p>このため、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成22年度法施行状況審議において指摘された留意事項 ② 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性 <p>(参考)</p> <p>○平成22年度法施行状況審議において指摘された留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること。 ii) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること。 iii) 同一企業内の就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること。
関係府省	総務省、厚生労働省

事項	2-(3) 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（国勢調査関係）
選定理由	<p>国勢調査（基幹統計調査）は、我が国に居住する者に対する唯一の全数調査であり、その結果に基づき作成される国勢統計は最も基本的な統計であるため、基本計画では、調査実施上の課題について、平成27年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、広く世の中のニーズを踏まえて検討することとされている。</p> <p>こうしたことから、次回の国勢調査は平成27年実施とまだ3年余りあるものの、早期に検討に着手する必要があると考えられるため、重点課題として、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国勢調査のインターネット回答方式の推進等に関する前回調査の検証状況 ② 東日本大震災が与えた影響を把握するための国勢調査における調査項目追加等の可能性
関係府省	総務省

3. 第3ワーキンググループ担当部分

事項	3-（1）統計データの有効活用の推進
選定理由	<ul style="list-style-type: none">・ 調査票情報の二次的利用（オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供）や、統計データのポータルサイトである「政府統計の総合窓口（e-Stat）」の活用など、統計データの有効活用の推進については、統計法及び基本計画に掲げられた公的統計の有用性の向上を図るための重要な視点となっており、これまでの施行状況審議においても、重要検討事項として、その動向を注視してきたところである。・ 今回の審議においては、これまでの審議結果も踏まえつつ、提供開始から3年を経た二次的利用の実態について、基本計画に盛り込まれた事項を中心に精査するとともに、例えば、教育コンテンツとしての活用に向けた研究や、擬似的なミクロデータの作成に係る検討等、二次的利用を取り巻く新たな動向についても参考情報として把握しつつ、更なる利用促進に向けた方策等を検討することが必要であると考えられる。・ また、今回の審議では、更なる利用者の利便性向上を図る観点から、海外の利用者を含め、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」を中心とした統計データ等の提供・情報発信等の実態を把握し、その取組の推進についても検討する必要があると考えられる。
関係府省	総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等

事項	<p>3 – (2) 効率的な統計作成 –行政記録情報等の活用–</p>
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・行政記録情報等の活用は、正確かつ効率的な統計作成や、報告者負担の軽減等の観点から重要な課題とされ、これまでの施行状況審議においても、重要検討事項として、その動向を注視してきたところである。 ・今回の審議においては、これまでの審議結果も踏まえつつ、基本計画に掲げられた事項のうち、他のWGの検討対象外となっている事項を対象に、改めてその取組・検討状況を確認し、推進の余地等を検討する必要があると考えられる。 ・なお、この検討に当たっては、行政記録情報等の活用に際して阻害要因となる電子化の状況や手続き上の制約等に係る対処方策、活用に当たつての事務・コストの発生等にも留意して行う必要があると考えられる。
関係府省	<p>総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</p>

事項	3 – (3) 統計の評価を通じた見直し・効率化 – 「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上 –
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的統計における「品質保証 (Quality Assurance)」の取組は、統計作成府省における利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価や改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す重要な活動である。 ・ 我が国では、基本計画を踏まえ、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に沿った取組が進められているところであるが、2012年の国連統計委員会における「一般的な国家品質保証フレームワーク (NQAF)」の採択や、統計委員会からの日本品質管理学会に対する研究の要請など、品質保証を取り巻く環境も、基本計画策定時とは変化してきている。 ・ このような環境変化の中、基本計画に掲げられた品質保証に関する取組状況を精査することにより、更なる推進の余地等について重点的に審議する必要があると考えられる。
関係府省	総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等

事項	<p>3 – (4) 緊急ニーズへの対応 –東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応–</p>
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画においては、大規模災害の発生などに伴う統計の作成・提供に係る緊急ニーズへの対応として、①行政記録情報等の活用、②既存統計の特別集計の実施、③附帯調査の実施についての検討のほか、④承認審査事務の簡素化・迅速化等の対応が掲げられている。 ・ 今般の東日本大震災に際しては、これらの対応に加え、地方公共団体や統計調査員の協力も得て、おおむね以下のような取組が行われてきた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 報告期限の延長、調査実施・公表の延期等 ② 調査・集計地域の一部除外等 ③ 上記の措置及びそれに伴う集計方法の変更等についての国民への周知（一元的な情報提供等） ④ 被害地域における実査機能の実情把握・回復支援 ⑤ 実査回復後の適切な集計結果の公表（欠測値の補完集計、追加調査結果の集計等） ・ このため、これらの状況を適切に記録に残すことを含め、今回の対応状況について集約して整理し、今後の教訓とするため、引き続き重点課題として審議する必要があると考えられる。
関係府省	総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等

(資料3)

各府省が「実施済」と自己評価した事項に対する統計委員会としての評価

1. 第1ワーキンググループ審議担当分野（抜粋）

(1) 重点的な審議課題

ア 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

No. (頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
3 (p40)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項	○ 固定資本減耗の時価評価(現在は簿価評価)について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表)においても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、 産業連関表 (基本表)作成府 省庁	実施済	実施済は妥当。(*)
4 (p40)	(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。	内閣府	実施済	実施済は妥当。(*)
5 (p42)		○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。	内閣府	実施済	実施済は妥当。(*)
6 (p42)		○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。	内閣府	実施済	実施済は妥当。(*)
7 (p42)		○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、 産業連関表 (基本表)作成府 省庁	実施済	実施済は妥当。(*)
9 (p42)		○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。	内閣府	実施済(一部)及び検討中(一部)	実施済は妥当。(一部のみ)(*)
15 (p44)	ウ 年次推計に関する諸課題	○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、 経済産業省	実施済(一部)及び検討中(一部)	実施済は妥当。(一部のみ)(*)
16 (p44)		○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	実施済(一部)及び検討中(一部)	実施済は妥当。(一部のみ)(*)

- (注) 1. 「No.(頁)」欄には、平成23年度統計法施行状況報告「別編【基本計画 事項別推進状況】」の「具体的な措置、方策等」欄の事項ごとの通し番号を付している。()内は、同報告の該当するページである。
2. 本報告書「III まとめ」における「実施済との自己評価は妥当」とされた52事項は、「統計委員会の評価」欄において(*)を付したものである。

No. (頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
17 (p46)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化	○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	実施済(一部)及び検討中(一部)	実施済は妥当。(一部のみ)(*)
18 (p46)	ウ 年次推計に関する諸課題	○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。
19 (p46)		○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。
20 (p48)	エ 四半期推計に関する諸課題	○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急に実施して、改定幅の大きさの評価やその原因究明を図る。	内閣府	実施済	実施済は妥当。(*)
21 (p48)		○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。
22 (p48)		○ 四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。
23 (p48)		○ 四半期推計を利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。)について検討する。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。
24 (p48)		○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計のかい離縮小等)、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。

No. (頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
25 (p50)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項	○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力をを行う。	内閣府、 経済産業省	実施済	次年度以降の審議対象とする。
26 (p50)	(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	実施済(一部)及び検討中(一部)	次年度以降の審議対象とする。(②について)
32 (p52)		○ 毎月労働統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。	厚生労働省	①検討中 ②実施済 ③実施済	次年度以降の審議対象とする。(②、③について)
43 (p58)	(5) 財政統計の整備	○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。	内閣府	実施済	実施済は妥当。(*)
45 (p58)		○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG(政府支出の機能別分類)の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	実施済	実施済は妥当。(*)
46 (p60)	(6) ストック統計の整備	○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー(投資)量と整合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	実施済	実施済は妥当。(*)
48 (p60)		○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。	国土交通省	実施済	実施済は妥当。(*)
50 (p60)		○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	実施済	実施済は妥当。(*)
51 (p60)		○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齢プロファイル(経齢的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	実施済	実施済は妥当。(*)
124 (p96)	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。

イ ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

No. (頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
35 (p52)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的に実施する。	総務省	実施済	次年度以降の審議対象とする。
40 (p56)	イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」(輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	実施済	実施済は妥当。(*)
60 (p64)	3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 イ 知的財産活動に関する統計の整備	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	実施済	次年度以降の審議対象とする。
107 (p82)	第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ 経済センサス-活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	実施済	実施済は妥当。(*)

ウ 中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題 i) 経済統計の整理・再編

No. (頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
58 (p62)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、経済産業省	実施済(一部)及び検討中(一部)	実施済は妥当。(一部のみ)(*)
59 (p62)		○ 通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	実施済	次年度以降の審議対象とする。

No. (頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
62 (p64)	ウ サービス活動を適切にとらえるための検討	○ 各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	実施済	実施済は妥当。(*)
189 (p142)	別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省	実施済(一部)及び検討中(一部)	実施済は妥当。(一部のみ)(*)

(2) その他の審議課題

ア 環境統計

No. (頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
81 (p72)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。	環境省	実施済	次年度以降の審議対象とする。
83 (p72)		○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。	総務省、環境省、資源エネルギー庁	実施済	実施済は妥当。(*)
86 (p72)		○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省(農林水産省、経済産業省、環境省)	検討の場を設けることについては実施済	次年度以降の審議対象とする。

イ 観光統計

No. (頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
89 (p74)	(6) 観光に関する統計の整備	○ 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。	観光庁	実施済	実施済は妥当。(*)
90 (p74)		○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。	観光庁	実施済	実施済は妥当。(*)
91 (p74)		○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるよう、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	実施済	実施済は妥当。(*)

ウ その他（将来の基幹統計化について検討する統計等）

No. (頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
184 (p140)	別紙 2 新たに基幹統計として整備する統計	<p>【産業連関表(基本表)(加)】 総務省始め10府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。</p>	総務省等 10府省庁	実施済	実施済は妥当。(*)
187 (p140)		<p>【鉱工業指数(加)】 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広く利用されている。 基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する。</p>	経済産業省	実施済	実施済は妥当。(*)

2. 第2ワーキンググループ審議担当分野（抜粋）

No. (頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
41 (p56)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	○ 社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするために、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESSPROS(欧洲統合社会保護統計制度)、SOCX(OECD社会支出統計)、SHAなど)に基づく統計との整合性の向上について検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当。(*)
42 (p58)	(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	実施済	次年度以降の審議対象とする。
64 (p64)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項	○ 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るために、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。	総務省	実施済(一部)及び実施困難(一部)	本報告書のp23において評価結果を記載。
65 (p66)	(2) 少子高齢化等の進展やワーカーライフバランス等に対応した統計の整備	○ 就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、 厚生労働省	実施済	本報告書のp22において評価結果を記載。
66 (p66)		○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	実施済(一部)及び実施予定①(一部)	本報告書のp22において評価結果を記載。
67 (p66)		○ 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。	総務省	実施済	実施済は妥当。(*)
69 (p66)		○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当。(*)
70 (p68)	(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 家計収支を把握する各種統計調査において、個別化の状況のより的確な把握について検討する。	総務省	実施済	次年度以降の審議対象とする。
72 (p68)		○ 地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。	総務省	実施済	実施済は妥当。(*)
74 (p68)		○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当。(*)

No. (頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
76 (p70)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項	○ 暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等)において、より客観的な基準の設定等、統計の比較可能性向上策について検討する。	文部科学省	実施済	次年度以降の審議の対象とする。
78 (p70)	(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各 調 査 の 実施府省	実施済	総務省(統計局)、厚生労働省の実施済は妥当。国土交通省は次年度以降の審議対象とする。
95 (p76)	(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当。 (*)
96 (p78)	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置について併せて検討する。	各 調 査 の 実施府省	実施済	本報告書のp25において評価結果を記載。
97 (p78)		○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、 厚生労働省	実施済	本報告書のp24において評価結果を記載。
98 (p78)		○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。	総務省	実施済	実施済は妥当。 (*)
103 (p80)		○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人件数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省*、総務省	実施済	総務省(統計局)の実施済は妥当。 (*)
105 (p82)	(9) その他	○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当。 (*)
106 (p82)		○ 犯罪被害実態(暗数)調査における標本数の拡充等による精度向上について検討する。	法務省	実施済	次年度以降の審議対象とする。

* 厚生労働省担当分の自己評価については、「実施予定①」となっている。

No. (頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
108 (p82)	第3 1 効率的な統計 作成 (1) 行政記録情 報等の活用 ア 行政記録情報 等の活用を検討	○ 住民基本台帳データを活用して集計して いる住民基本台帳人口移動報告における表章 の詳細化の必要性や個人が特定されないため の表章方法等について地方公共団体に説明 し、現行よりも詳細なデータの提供についての 了解を得た上で、必要なデータの活用につい て早期の実現を図る。	総務省	実施済	実施済は 妥当。(*)
111 (p84)	すべき統計調査	○ 漁業センサスへの漁船登録データの活 用、法人土地基本調査への固定資産課税台 帳データの活用、医療施設調査への医療機能 情報提供制度の活用など、統計委員会の答申 において検討することとされた統計調査につい ては、答申に基づき行政記録情報等の積極的 な活用を検討する。	関係府省 (農林水産 省、國土 交 通 省、 厚生労働 省等)	(厚労省) 実施済 (農水省) 検討中 (国交省) 検討中	厚労省の 実施済は 妥当。(*)
180 (p138)	別紙 1 指定統計から 基幹統計に移行 する統計の整備 (3) 一定の検討 を行う基幹統計	【民間給与実態統計、地方公務員給与実態調 査】 民間給与実態統計は、民間企業における年 間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実 態について給与階級別、事業所規模別、企業 規模別等に把握する統計であり、租税収入の 見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等 に不可欠な統計である。また、地方公務員給 与実態調査は、約300万人に及ぶ地方公務員 の給与実態を把握する統計であり、地方公務 員と国家公務員の給与水準を比較したラスパ イレス指数を作成するなど、地方公務員の給与 に関する制度や運用の基礎資料として活用さ れるほか、地方財政計画の作成等に活用され ており、地方行財政運営等に不可欠な統計で ある。 これら二つの統計については、人事院が実 施する国家公務員給与等実態調査と併せて、 労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総 務省が関係府省の協力を得て、その位置付け に関して検討を行う。なお、この検討に当たつ ては、給与制度の変更等への対応に係る機動性 の確保に留意する。また、これら三つの統計 は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査 として統合することは適当ではなく、また、現状 の調査・公表の時期を変更することが極めて困 難であることに留意する。	総務省	実施済	実施済は 妥当。(*)
181 (p138)		【船員労働統計】 船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異 なり、労働時間や休日等の労働環境につい て、労働基準法(昭和22年法律第49号)では なく船員法(昭和22年法律第100号)が適用さ れるという特殊性を有していることから、こうした 船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計と して、昭和32年以降作成されている。しかし、 昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化 しており、例えば、昭和49年には、約28万人と であった船員数は、平成18年には、約8万人と 大きく減少している。 他方、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統 計など、労働の需要側(企業・事業所)の主要 統計においては、現在、対象となる労働者から 船員が除かれており、本統計が単純に欠落し てしまうことは、統計の体系的整備の観点から は問題がある。 このため、労働・雇用統計の体系的整備の観 点から、総務省は、関係府省の協力を得て、本 統計の位置付けに関して検討を行う。	総務省	実施済	次年度以 降の審議 の対象と する。

No. (頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
185 (p140)	2 新たに基幹統計として整備する統計	【完全生命表／簡易生命表(加)】 国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。	厚生労働省	実施済	実施済は妥当。(*)

3. 第3ワーキンググループ審議担当分野（抜粋）

No. (頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
54 (p60)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定	○ 各種統計の比較可能性を向上させる観点から、平成22年国勢調査の実施に間に合うように日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	実施済	実施済は妥当。(*)
55 (p60)		○ 指数の基準改定の客觀性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。	総務省	実施済	実施済は妥当。(*)
56 (p62)		○ 季節調整値の客觀性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	実施済	実施済は妥当。(*)
57 (p62)		○ 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	実施済	実施済は妥当。(*)
115 (p88)	第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	実施済 (ただし、行政記録情報の活用については、引き続き推進)	会議の設置は実施済、会議における検討は継続実施という自己評価は妥当。(*)
117 (p88)	(2) 民間事業者の活用 イ 適正活用のための環境整備	○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	実施済	実施済は妥当。(*)
138 (p104)	2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	実施済	実施済は妥当。(*)
149 (p112)	3 経済・社会の環境変化への対応 (2) 統計の評価を通じた見直し・効率化	○ IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。	総務省	実施済	実施済は妥当。(*)

No. (頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	統計委員 会の評価
152 (p112)	第3 3 経済・社会の 環境変化への対 応 (3) 統計に対する 国民の理解の促 進 ア 国民・企業へ の広報・啓発活 動の充実	○ 各府省の協力を得て、ホームページ等か ら、統計調査結果の有用性や調査に協力しな い場合に生じる不都合などの情報とともに、より 分りやすく、使いやすい形態の調査結果を提 供するための具体的方策を策定する。	総務省	実施済	実施済は 妥当。(*)
155 (p116)	イ 非協力者への 対処方針	○ 各府省や地方公共団体等の協力を得て、 統計調査への非協力者に対する具体的な対 処方策について検討する。	総務省	実施済(一 部)及び実 施予定① (一部)	実施予定 のものを 除いて実 施済は妥 当。(*)
163 (p124)	4 統計データの 有効活用の推進 (2) 統計データ・ アーカイブの整 備 イ 調査票情報等 の保管方法	○ 上記アの検討会議において、統計データ・ アーカイブの入力データに活用する調査票情 報等を各府省が適切に保管できるようするた め、各府省の基幹統計調査に係る調査票情 報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の 保管方法等を内容とする調査票情報等の保管 に関するガイドラインを策定する。	総務省	実施済	実施済は 妥当。(*)
165 (p124)		○ 上記の取組を支援する観点から、統計セン ターが各府省からの調査票情報、匿名データ 等の保管の委託の受け皿となる体制を整備す るよう必要な措置を講じる。	総務省	実施済	今後とも 継続的な 取組が必 要。
173 (p132)	5 その他 (3) 統計の中立 性	○ 公表期日前の基幹統計について、事前情 報の共有範囲等を内規として定め、公表する。	各府省	実施済(一 部)及び実 施予定① (一部)	実施予定 のものを 除いて実 施済は妥 当。(*)

(資料4)

統計委員会委員名簿（基本計画部会委員名簿）

(50 音順・敬称略・◎委員長（部会長）)

縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
安部 由起子	北海道大学大学院経済学研究科教授
川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
竹原 功	(株)ニッセイ基礎研究所顧問
椿 広計	情報・システム研究機構統計数理研究所教授
津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
中村 洋一	法政大学理工学部教授
◎ 樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
廣松 肇	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
深尾 京司	一橋大学経済研究所教授

(注) 全ての統計委員会委員は、基本計画部会の委員を兼ねている。

